平成２９年（フ）第１４８５号
千葉県市川市田尻３－７－22　ベルード市川204号、住民票上の住所栃木県日光市土沢1846番地58
債務者　山本　達郎
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第９７号
広島県呉市西愛宕町13番７号
債務者　田中　春夫
1　決定年月日時　平成29年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２９年（フ）第７２号
茨城県行方市沖洲579番地
債務者　石川　文江
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２９年（フ）第４８１号
熊本市南区近見１丁目16―16　森病院内、住民票上の住所熊本市西区河内町河内900番地桝永方
債務者　木村　友彦
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月28日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第３４号
沖縄県名護市東江１丁目２番25―205号コーポドレミ
債務者　仲松　　亮
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月28日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２９年（フ）第４１号
沖縄県国頭郡金武町字金武4222番地２　テラス美ら浜208号室
債務者　安次富正樹
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月28日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２９年（フ）第１３３号
新潟県十日町市城之古1118番地45
債務者　千保木美代子
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月１日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２９年（フ）第２３５号
石川県かほく市白尾カ75番地１　高野方、従前の住所金沢市南森本町チ62番地１
債務者　山本　育男
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月１日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３６４号
沖縄県那覇市寄宮２丁目35番46―202号　ライオンズマンション寄宮第２
債務者　島尻　逸磨
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月１日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第３８５号
沖縄県那覇市牧志３丁目22番48号　コーポハッピー102
債務者　宮國　修吉
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月１日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第１５２７号
名古屋市中村区畑江通４丁目17番地の１　コーポ荒川101号
債務者　假屋　　修
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３６９号
沖縄県浦添市字経塚560番地　県営経塚市街地住宅　408号
債務者　池間　研二
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第３７０号
沖縄県浦添市字経塚560番地　県営経塚市街地住宅　408号
債務者　池間　梨奈
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第１０５号
山口市大内千坊３丁目23番２号　オーチャードＡ103
債務者　岡野　雅美（旧姓門司）
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第９４６０号
東京都豊島区駒込６丁目23－７－102
債務者　半田　陽三
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９４６３号
埼玉県戸田市氷川町１丁目８―10―103
債務者　小西　麗海
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部